

離婚を前提とした児童手当の受給者変更をお考えの方へ

児童手当は、原則、父母のうち所得の高い方が受給資格者となりますが、父母が離婚前提で別居している場合は、下記の通りお手続きいただくことで、所得の状況に関わらず、お子様と住民票上同居している父母のいずれかに受給者を変更することができる場合があります。

○支給条件（下記の3つをすべて満たしている必要があります）

1. 住民票上の世帯が現受給者（配偶者）と別であること。

※実態のみ別居しているものの、やむを得ない事情で住民票を変更できない方は、申請できる場合があります。子育て支援課までご相談ください。

2. 請求者と児童が同一の世帯であること。

3. 離婚の意思があり、現受給者へその意思が表明されている（伝わっている）ことが客観的に証明できる書類が提出できること。

※一方による申し立てだけでは、離婚の意思が相手方へ表明されていることができないため、要件を満たしません。

例）・協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本

- ・調停期日呼出状の写し
- ・家庭裁判所における事件係属証明書
- ・調停不成立証明書
- ・控訴状の副本（離婚裁判に係るもの）
- ・弁護士等第三者により作成された離婚協議の進捗状況がわかる書類 など

なお、現受給者が受給者変更に同意している場合は、消滅届（児童を監護しなくなった）もしくは現受給者からの離婚協議中であることの申立書の提出でも可能です（いずれも現受給者が自ら記入する必要があります）。

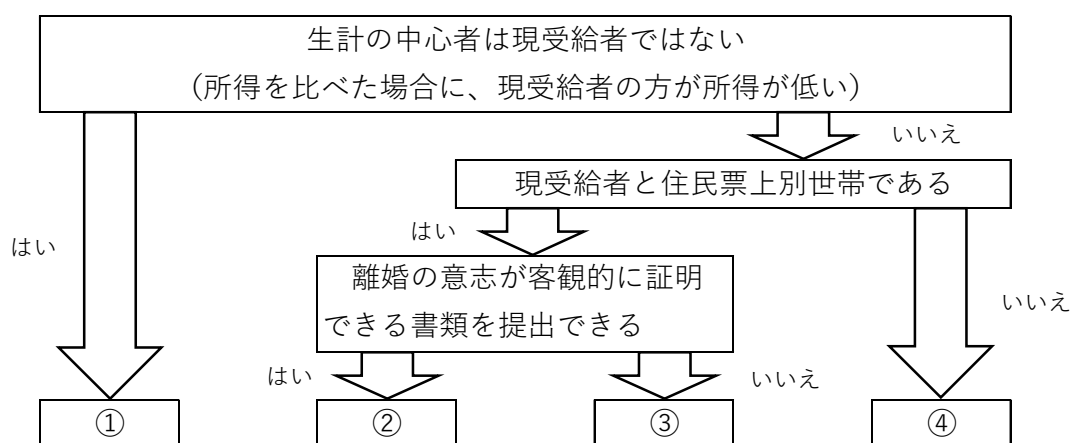
○申請の時期

- ・上記の支給条件をすべて満たした日以降に、認定請求の申請が可能となります。
- ・配偶者との別居日または離婚前提の別居に該当した日（離婚の意思が相手方に到達したことが確認できる日）のいずれか直近の日付の翌日から数えて 15 日以内に申請してください。15 日を過ぎると、手当を受給できない月が発生する場合があります。

○認定までの流れ

1. 支給要件を満たした日以降に、認定請求の申請を行ってください。(1)認定請求書、(2)受給資格に係る申立書、(3)その他必要書類の提出が必要です（(3)以外の書類は子育て支援課にございます）。
2. 市で内容を審査し、認定までの手続きを行います。認定となった際には、支給月額や支給開始月等を記載した通知を発送します。なお、現受給者の手当は認定と同時に職権で消滅いたします。認定の通知と同時期に、現受給者へ消滅の通知を発送いたしますので、ご承知おきください。

◇離婚を前提とした児童手当の受給者変更に関するフローチャート◇



➤ ①に該当する方

現受給者から消滅届（生計中心者の変更）が提出いただければ、受給者を変更することが可能です。

➤ ②に該当する方

ご提出いただく書類の内容を審査した上で、要件を満たせば受給者を変更することができます。子育て支援課までご相談ください。

➤ ③に該当する方

現受給者から消滅届（児童を監護しなくなった）を提出いただくか、離婚の意思が客観的に証明できる書類をご準備いただくことで、受給者を変更することができます。

➤ ④に該当する方

原則、お受けすることができません。なお、やむを得ない事情で住民票を変更できない方については、子育て支援課までご相談ください。

〈注意〉

※現受給者が行方不明となった場合や、DV被害者が配偶者と別居し、児童と一緒に居住している場合は、申請方法が異なりますので、別途ご相談ください。

※申請の状況（審査内容）によっては、手当を支給できない月が発生することがあります。あらかじめご了承ください。

○お問い合わせ先

成田市役所 こども未来部 子育て支援課 児童手当担当 TEL：0476-20-1538（直通）